

○流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例

平成 8 年 7 月 5 日

条例第 10 号

改正 平成 11 年 3 月 29 日 条例第 12 号

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 10 号

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 14 号

平成 17 年 9 月 30 日 条例第 24 号

平成 18 年 3 月 27 日 条例第 21 号

平成 26 年 12 月 22 日 条例第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定により、地域福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、市民の福祉の増進と福祉意識の高揚を図るため、地域福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
流山市地域福祉センター	流山市平和台 2 丁目 1 番地の 2

(事業)

第 4 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

(1) 身体上又は精神上的の障害がある高齢者等及び身体障害者の機能訓練及び入浴、食事の提供その他のサービスに関すること。

(2) 地域福祉の向上を図るための研修事業及び会場の提供に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(指定管理者による管理)

第 5 条 市は、センターの設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

2 前項の規定による指定管理者の指定手続等については、流山市公の

施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- （2）第4条第1号及び第2号に規定する事業の実施に関すること。
- （3）第10条に規定する使用の許可に関すること。
- （4）第11条に規定する使用の制限に関すること。
- （5）第12条に規定する使用の許可の取消し等に関すること。
- （6）第15条に規定する利用料金の収受及び還付に関すること。

（施設及び使用者の範囲）

第7条 第4条の事業を行うためセンターに次の各号に掲げる施設を置き、その使用者の範囲は、当該各号に定めるところによる。

（1）デイサービスセンター

ア介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による通所介護又は介護予防通所介護に係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給に係る者及びその者を現に養護する者

イ市内に住所を有する65歳未満の者であつて、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、日常生活を営むのに支障があるもの及びその者を介護する者

ウその他指定管理者があらかじめ市長と協議し、必要と認める者

（2）多目的研修室

ア市内に住所を有し、かつ、市内において地域福祉の向上のための活動を行う者

イその他指定管理者があらかじめ市長と協議し、必要と認める者

（開館時間）

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第9条 第7条の規定によりセンターに設置した各施設の休館日は、次

に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) デイサービスセンター

ア日曜日

イ1月1日から同月3日まで並びに12月30日及び同月31日

(アに掲げる日を除く。)

(2) 多目的研究室

ア日曜日及び土曜日

イ国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。)

ウ1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(ア及びイに掲げる日を除く。)

(使用の許可)

第10条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第11条 指定管理者は、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 感染性の疾病を有する者であるとき。

(2) 疾病又は負傷により、医療機関において入院を要する者であるとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) 施設の設置の目的に反すると認められるとき。

(5) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、第10条第1項の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は全部若しくは一部を禁止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第10条第2項の規定による使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が

明らかとなったとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(損害賠償)

第14条 故意若しくは過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(費用の負担)

第15条 第10条第1項の規定による使用の許可を受け、デイサービスセンターにおいて介護保険法の規定による通所介護又は介護予防通所介護に係る使用をした者は、指定管理者に、当該通所介護又は介護予防通所介護の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した通所介護費又は指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）により算定した介護予防通所介護費について、介護保険法その他関係法令で定める居宅サービス又は介護予防サービスの利用者が支払う利用料に関する規定を適用して得た額の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

5 第1項に規定するもののほか、センターの利用料金は、無料とする。

6 事業の実施に伴う原材料費等の実費は、使用者が負担するものとする。

(販売行為等の禁止)

第16条 センター及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和52年流山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

「地域福祉センター」を「地域ふれあいセンター」に改める。

附 則(平成11年3月29日条例第12号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第10号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第11条の規定は、この条例の施行の日以降の申請に係る使用料金について適用し、この条例の施行の日前の申請に係る費用に関しては、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に(中略)第5条の規定による改正前の流山市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により受けた使用の許可(中略)であって、施行日以後の使用又は入所に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第21号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月22日条例第36号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第4項（第12条の改正規定に限る。） 公布の日

(2) 第4条第4号、第7条第2号及び附則第4項（第12条の改正規定を除く。） 平成29年4月1日